

法の布施によりてこそ此世に益し、また次の世にても窮み無き功德を生むなれ。

二 天愛喜見王は、沙門らにもあれ在家の者らにもあれ、一切の諸宗の人々に、布施および諸の尊敬の威儀らに由りて、尊敬を致したまふ。然れども、天愛は布施もしくは外側の尊敬に多く心煩はさず、寧ろ一切の諸宗に於て事柄の本質のいや増りゆくべきことを念じたまへり。三 事柄の本質のいや増るとは、諸の形らを取る、されど其の根は言語の抑制なり、即ち、人些々たる理由の爲に他人の宗を蔑みて以て己が其宗に尊敬を致すべからず。四 貶は唯だ十分の理由ある所にのみこれ有るべきなり、そは他人の宗らも何らかの理由によりて尊敬に値すればなり。五 かく行ふことによりて、人は己が宗を揚げ、また同時に他人の宗らに益す。六 行に反けば、人は己が宗を傷つけ、また他人の宗らも損ふ。七 是は尊敬を己が宗に致し、而して己が宗に執著するの情よりあらゆる他の宗らを侮り、かくて自ら己が宗を讃顯はすと憶へる者、實はかゝる行によりて己が宗に痛ましき傷害を加ふるなればなり。八 是の故に、自制は賞むべかり、即ち、他(の宗)らの則に聽き、しかも心から之を聽く、これなり。九 蓋し、一切の諸宗の信徒ら十分に訓へられまた教理に正しかるべきこと、是れ天愛の願なればなり。一〇 さまざまの宗らの信徒らは、天愛が布施若くは外側の尊敬に多く心煩

はさず、寧ろ一切の諸宗に於て事柄の本質のいや増りゆくべきこと、しかもいたく増りゆくべきことを念じたまへることを知らざるべからず。一 此の目的のために法務大臣(21)婦女大官(40)地方巡察使(41)ならびに他の官部らは任用せらるゝなれ。二 而して其の果は即ち己が宗の昌と法の榮と是れなり。

三 天愛喜見王は、即位第九年訶陵伽(42)を征服したまへり。二 これより十五萬人は虜にせられ、そこに十萬人は屠られ、またその數に幾倍する衆は死ねり。三 訶陵伽(42)を併せてよりこのかた、天愛は眞摯に法を護り、これに歸依し、其の教を宣べたまへり。四 天愛は訶陵伽の征服の故に悔恨を感じたまへり。五 其の故は、未だ征せられざりし國を服するや、人々の屠られ死に、また虜とせらるゝこと避くべからざりければなり。六 是の故に天愛は深き悲しみと悔とを感じたまふなり。七 せば、天愛にはまた別の理由ありて更に大なる悔を感じたまへり。八 そは、かゝる國には婆羅門らあり沙門らあり諸宗の徒ありまた在家の徒ありて住めばなり。九 皆、歸依の誠を以て、長者に順に、父母に順に、師らに順に、友ら、知合ら、同僚ら、親戚ら、奴婢らまた僕従らに宜し。一〇 その國に住めるかゝる人々も虐げられ、屠られ、また愛する者らと分たるゝなり。一一 たとひ己は免れたる人々といへども、其の情愛は消えずして

存せり一ニ没落はかれらの友ら・知己ら・仲間ら、また親類らの上に落ち、かくして慘虐は己が身の害はれざる人々にも致さるゝなり一三 かく遍く致されたるすべてこの災殃こそ天愛にとりて悔の事にてあるなれ一四 是は凡そ國として婆羅門らおよび沙門らの外なほ他の者らを含めるかゝる部衆らの有らざるはなく、また國の内なる處として、その人民が一つの宗または他の宗に屬せざるところは在らざればなり一五 其のとき訶陵伽(42)にて屠られ、囚はれ、また死に致されたる人々の百分もしは千分の一の喪失すらも、今や天愛にとりて深き悔の事なるめり一六 よし人ありて彼に傷害を加へんとも、天愛は其が能く堪へ得られん限り忍辱を行はざるべからずと思ひたまへり一七 天愛は其の領内なる森林の族等に對ひてすらも憐愍の情をもち、而して彼等の廻心を求めたまふ一八 是は天愛にありてさへその力は懺悔に基きておはせばなり一九 彼ら戒められけるは上惡行を避けよ、然らば汝ら覆滅を免れん」とニ〇 蓋し天愛は一切の有情に向つて安泰と煩惱の調伏と心の和とまた歡喜とを冀ひたまへばなり二一 天愛おもひたまはく、法によれる征服(43)は是れぞ最勝の征服なる、と二二 而して是は實に天愛によりて其の領土の内ならびに其の周六百由旬(44)に互れるあらゆる國々の内にて果されたる征服にして、アンチヨイカ(8)と呼べる奥那(7)王の住める處にも、またそのアンチヨイカ(8)を過ぎて彼方、それ〴〵ツラマヨイ(45)アンチキナ(46)マガ(47)およびアリカサンダレー(48)と呼べる四王、また南の方にてはチヨイダ(2)人およびバンデイヤ(3)人ならびにタムババンニ(6)の王たちの住める處にも、また等しく此處なる王の諸領の内にて、奥那(7)人ならびに東浦塞(23)人の間に、ナーババンテイ(49)人のナーババカ(50)に於て、ボージヤ(51)人ならびにピテーニカ(26)人の間に、案究羅(52)人ならびにプリンダ(53)人の間にすらも、到る處に人民は、天愛によりて宣べられたる法に順ひをれり二三 かの天愛の使臣らの入らざる諸地にありてすらも、人々は、法に合ひて發せられたる天愛の聖とき宣語を聞くや否や、現に法を行ひまた將に常に之を行はんとせり二四 之を以て征服は到る處に果されたり、到る處に果されたる征服は歡喜の情を起せり二五 歡喜は法によりて爲されたる征服に於て見出さる(54)されども、その歡喜は唯だ一小事たるのみ二六 天愛は後世に係はる事の外には何を重んじ思ひたまはざるなり二七 此の目的の所以に此の聖き語は録されたり、即ち、朕の子等また孫等が、おしなべて、新しき征服を果すことを己が義務なりと想はざるよう、また、干戈によれる征服に従へる時にすらも彼等が忍辱と柔和との内に快樂を見出し、而して、法によりて果され、現世ならびに後世をともしに益するところのものを唯一眞實の征服と見做すよ

處にも、またそのアンチヨイカ(8)を過ぎて彼方、それ〴〵ツラマヨイ(45)アンチキナ(46)マガ(47)およびアリカサンダレー(48)と呼べる四王、また南の方にてはチヨイダ(2)人およびバンデイヤ(3)人ならびにタムババンニ(6)の王たちの住める處にも、また等しく此處なる王の諸領の内にて、奥那(7)人ならびに東浦塞(23)人の間に、ナーババンテイ(49)人のナーババカ(50)に於て、ボージヤ(51)人ならびにピテーニカ(26)人の間に、案究羅(52)人ならびにプリンダ(53)人の間にすらも、到る處に人民は、天愛によりて宣べられたる法に順ひをれり二三 かの天愛の使臣らの入らざる諸地にありてすらも、人々は、法に合ひて發せられたる天愛の聖とき宣語を聞くや否や、現に法を行ひまた將に常に之を行はんとせり二四 之を以て征服は到る處に果されたり、到る處に果されたる征服は歡喜の情を起せり二五 歡喜は法によりて爲されたる征服に於て見出さる(54)されども、その歡喜は唯だ一小事たるのみ二六 天愛は後世に係はる事の外には何を重んじ思ひたまはざるなり二七 此の目的の所以に此の聖き語は録されたり、即ち、朕の子等また孫等が、おしなべて、新しき征服を果すことを己が義務なりと想はざるよう、また、干戈によれる征服に従へる時にすらも彼等が忍辱と柔和との内に快樂を見出し、而して、法によりて果され、現世ならびに後世をともしに益するところのものを唯一眞實の征服と見做すよ

うにとてなり二八 彼等の快樂をし一すべて此世ならびに後世二つながら益する精進に於ける快樂たらしめんことを。

四此の法の論の全篇は天愛喜見王の命によりて、或は縮められたる或は中程なる、または衍げられたる形に於て、録されたり二そは事皆があらゆる處にて適はしきにはあらず、且つ朕が領土は廣きに互ればなり三 許多が既に録されたり、しかも朕は更に許多を録さしめんとす四此の語の内にて或る句等は屢ば揚言せられたり、かゝる言旨の甘美の故に、人民の之を履み行はんことを望みてなり五何等か或は不完全に録されたるあらん、もし然らば、其は場處の不足にか、又は或る特殊の理由にか、又は彫工の錯誤にか由るものなり。

訶陵伽(42) 巖碑二勅

甲ダウリ(55) 巖碑

天愛の命によりて

二ト一サリ(50)にて 市政を司る吏等は下の如くに教へらる

三朕は朕の意見が適宜の方法によりて實際に行はれ且つ効果を齎さんことを冀ふ四而して朕惟ふに、此の目的を成就するための主なる方法は即ち汝等に寄する朕の教訓これなり五蓋し汝等は幾千の有情の上に置かれて善き人々の愛慕を得べければなり六一切の人々は朕の子なり(57)、而して、恰も朕の子等に對して朕は彼等が現世および來世ともにあらゆる幸福と隆昌とを享けんことを冀ふが如く、正に然く、一切の人々に對して朕は等しき幸福と隆昌とを冀ふ七然るに汝等は能ふべき最善き果をば獲ざるなり八人々は朕が教の僅に一部にのみ意して全部をば顧みざるものあり九汝等はいかゝる人々をして戒の則に遵はしむるよう意せざるべからず一〇復、人々を囹圄に入れられ或は苛責せらるゝものあり一一汝等は先づ不法の監禁または苛責を禁めざるべからず一二復、暴虐の行を忍ぶ者多し一三かゝる人人を正しき道に置くこと是れ汝等の願たるべきなり一四然れども或る性癖ありて事の成就を能くせざらしむ一五即ち、猜むこと・耐忍なきこと・酷きこと・氣短きこと・専ならざること・怠ること・惰なること、是なり一六是の故に汝等意してかゝる性癖より離れんことを冀ふべし、蓋しすべて此の教の根は、戒の導に於ける撻まざること、耐忍ぶことより成立て

ばなり一七怠なる者は己が務に起たざれども、而も吏は自ら起ちて進み行くべし一八此の事は善く汝等の民を育む務にとりても應へり一九是の故に朕は重ねて汝等に告げざるべからず、「思ひ且つ知れ、天愛の教訓はかくくなり」と二〇此等の命の成就は、大なる果を結び、不成就は大なる殃を齎す二一かゝる導を興ふる無き吏等よりは天の恵も王の恵も共に望まれず二二朕の特に此の務に執りて動かざるは二二途に益あるなり、即ち、かゝる行爲の率に従ふことによりて汝等は天を得ると共に又汝等の朕に對する償目を償ふべければなり二三此の語は鬼宿ナカタ(58)の祭ごとに誦せられざるべからず、而して鬼宿と鬼宿との間にても機ある毎に其は個人等に向ひて誦せらるべし二四而してかく行ふことによりて汝等人民を正しき道に導くことに意せよ二五此の目的のために此の語は此處に刻まれたり、即ち、此の市を護るの吏等をして市民の不法の監禁または不法の苛責を禁むるに不撓の熱誠を現はさしめんがためなり二六而して此の目的のために、法に準ひて、五年毎に、朕は柔和にして忍辱なる者等また生を尊ぶ者等を集會に召さしむべし、彼等が此等の事共を聞き朕の教訓に従ひて行はんがためなり二七また鄔闍衍(59)の王子(60)は同じき目的のために同じき種の集會を催すべし、たゞ彼はこの務を必ず三年毎に遂げざるべからず二八同じき命は

タカシラ(61)にも適ふ二九集會に侍る吏等は、己が特殊の務を忽にすること無きと共に、又此の教を學ばん、かくて自ら王の教訓に従ひて行へるかを省みるべからず。

乙 ジャウガダ(62)の巖碑

天愛宣せたまはく――

ニサマーパー(63)に於て吏等は王の命にて次の如く教へらるゝなり三朕は朕の意見が適宜の方法によりて實際に行はれ且つ効果を齎さんことを冀ふ四而して、朕惟ふに、此の目的を成就するための主なる方法は即ち汝等に寄する朕の教訓これなり五一切の人々は朕の子なり(67)而して、恰も朕の子等に對して朕は彼らが現世および來世ともにあらゆる幸福と隆昌とを享けんことを冀ふが如く、正に然く、一切の人々に對して朕は等しき幸福と隆昌とを冀ふ六汝らもし邊疆の民らに關する王の意が如何なるかと問はゞ、朕は答へん、邊疆の民らに關する朕の意は即ち是れ、王彼らが煩勞より脱れてあらんことを冀ふと彼ら應に信すべきと、是れ

なり六朕は彼らが朕に頼り、彼らが朕より幸福と憂無きとを受けんとを信じ、また王が彼らに善意を懐くことを悟らんよう冀ふ七また朕は、朕の善意を獲んとてにあれ、または單に朕を歡ばしめんとてにあれ、執にするも、彼らが法を實行し、かくて現世ならびに後世ともに僣益せんことを冀ふ八而して此の目的の所以に朕は汝らに教訓を與ふ九此の如くにして朕苟も一たび汝らに朕の教訓を與へ以て朕の命を告げたる時は、則ち朕の決意と朕の期待とは更ふべからざるなり一〇此を解して汝らの務を爲し、而して信以てこれらの民を勵まし、由りて彼らをして信ぜしめなん、王は彼らにとりて猶し父の若し、而して、恰も自を慮るがごとく、彼は王の子等の如き彼らのために 慮れり、と一 既に汝らに與ふるに朕の教訓を以てし、汝らに示すに朕の命令を以てしたれば、また朕の決意と期待とは更ふべからざれば、朕は汝らが善く此の事に勤めんを期す 二 是は汝らは能く汝らをして信以てこれらの民を勵まし、現世ならびに後世ともに彼らの幸福と隆昌とを獲しめ得るの位に在ればなり 一三 而して此の如くに行ふことによりて則ち汝らは天を得(31)、汝らが朕に負ふところのものを償はん 一四 此の語が此處に刻まれたる所以の目的は、吏等をして、これらの邊民に信を勵ましまた彼らを法の道に導くに於て不撓の力を現はさしめんとなり 一五 此の語は毎四ヶ月

に鬼宿ナカタ(68)の祭に於て誦せらるべし、また其の間々にも機ある毎に意の儘に其は個人等に向ひて誦せらるべし一六 かく行ふことによりて人民を正しき道に導くことに意せよ。

柱碑七勅

●天愛喜見王宣りたまはく――

- 二 朕が即位第二十七年、朕この聖き語を録さしめき。
- 三 法にいたすこよなき歸依・こよなき慎・こよなき順・こよなき畏・こよなき勵に依るにあらでは、現世をも後世をも安けくすることいと難し 四 されば、朕の訓の所以に、法にいたすこの渴仰と歸依とは日々に増り來ぬ、また彌よ増り行かん 五 朕の大官(64)等も亦、高きと低きと中なる位なるを問はず、各々自ら朕の教に順ひ、心恆なき者を率て本分に歸らしむべき位に居て、而して民を正しき道に導けり、邊疆の先防等また然り 六 其の則は則ち法に隨へる護・法に依れる掟・法に依れる 祥・法に依れる 安是なればなり。

①天愛喜見王宣りたまはく——

二 法はいと勝れませり三さらば何かこれ 法なる 四其は毒無き衆の善き業・憐愍・真心・清淨を要す 五觀察の資(65)をば朕くさくの仕方にて與へたり、二足また四足の者に、鳥にまた水中の族に、また凡そ生さへ有る者には皆朕あまたの惠を施しぬ、しかして其の他許多の善き業をこそ朕は爲したれ 六此の願の所以に朕この聖き語を録さしめたり、即ち人をして其の教に従ひて歩み、その教をして久しく住らしめんとてなりき 七かれ其の教に従はん者は榮えん。

②天愛喜見王宣りたまはく——

二人己が一々の善き業を見、而して言ふ、「この善き業をば我ぞ爲したる」(36)と 三未だ嘗て己が惡しき業を見てかく言ふものあらざるなり、「この惡しき業をば、この罪の質の事をば我ぞ爲したる」と 四難いかな、眞に、是れ此の自省こそ 五さもあらばあれ、人當に忿怒と慘酷と瞋恚と驕慢と猜忌とはこれ罪の質のものなるを見て、宜しくかく言ふべし、「我をして此等の事の所以に自ら墮落せしめざれよ」と 六とりわけ觀らるべきは此の事なり、「一の途は我を現世に利益し、他の途は我を必ず來世に利益す」と。

③天愛喜見王宣りたまはく——

二 朕の即位第二十七年、朕此の聖き語を録さしめき 三朕法稅官(11)等を任命し、よりて幾十萬の民を治めしむ 四而して彼等に許すに賞罰の自由を以てし、よりて彼等をして安らかに且つ恐なく 各の職掌を遂げ、以て闔國の民に安寧と幸福とを與へ、且つ之に恩惠を施すことを得しめたり 五 法稅官(11)等は幸と不幸との諸の因を確めん、而して法に應ひて國中の民を誡めん、かくて此等をして現世ならびに後世ともに利益せしめん 六 朕の法稅官(11)等は朕に仕ふるに切に、朕の大官(64)等また朕の意を知り等しく朕に仕ふるに敏く、而して要に臨みては戒飾を與へん 七是に因りて法稅官(11)等は切に朕の寵を得んとせり 八 蓋し、人の其の子を良き婦に託するや則ち安けきを感じ、而して自ら、「この良き婦わが兒の世話に没頭せり」と言はんが如く、正に然く朕は此の國の安寧と幸福とのために法稅官(11)等を任命しき 九 而して彼等恐れ無く安らげく確信もて己が職掌を全うじ得んがために、朕は法稅官(11)等に許すに賞罰の自由を以てしたり 一〇 行政に刑罰に一致の存すべきこと願はしきが故に、朕は更に教令を擴む、曰く「罪を認められ死刑に宣告せられたる囚人等は朕によりて三日の猶豫を許さる」と 一一 此の間にその罪に定められたる者の親族は、彼を勸めて深き奢摩他(67)に入

らしめ、以て彼の生を救はんことを是れ望まん。一、是れ若し成らずんば、ために願供を捧げ斷食を行じ、よりて以て彼が臨終の正念を進めん。三、蓋し朕の糞ふところは、罪に定められたる者等いまし獄に囚はれある間に當りてすらもよく來世を獲るに至らんこと。および人民の中に自制と寛仁とに相伴ひて諸種の勝妙なる行業の彌増すに至らんこと、是れなればなり。

天愛喜見王宣りたまはく

二、朕の即位第二十七年、左の動物は殺さるゝを免れしめられき、即ち鸚鵡(68)・鴛鴦(69)・鵝(70)・鴨(71)・鶯(72)・喜面鳥(73)・ゲイラー(74)・蝙蝠(75)・土狐(76)・小龜(77)・碑(78)・ゾーダ(79)・ヤカ(79)・恆河(80)・海鰻(81)・鰻(82)・豪猪(83)・栗鼠(84)・シマラ(85)・獻げの牡牛(86)・家乞鳥(87)・百果鳥(88)・灰色の鵠(89)・郷子鳥(90)及び人の食はず又其の他の事にも用ひざる一切の四足の動物三牝山羊・牝羊・及び牝豚は、兒を孕めるものにあれ若しくは乳を哺ますものにあれ、之を殺すべからず、其等の兒等もまた齡六ヶ月に到らざるものは之を殺す勿からん。牡雞を去勢すること禁ぜらる。五生物の入りたる糞殼は之を焼くべからず。六山林は、野作のためせよ。生物を傷めんがためにせよ、孰れにするも之を焼くべからず。七生物を以て生物を飼ひ養ふべからず。八、三季の各の満月に當り、また鬼宿月の満月に當りて各三日の間、即ち月の前分の第十四日・第十五日及び月の後分の第一日・ならびに年中の齋日等には魚は之を殺しもしは賣ること勿からん。九、之と同じき日々には、象圍または魚池に住める如何なる他の動物も之を殺すこと勿からん。一〇、月の各分の第八日・第十四日、及び第十五日に當り、ならびに鬼宿日及び井宿(91)日に當り、各の季の満月の日に當り、また民間の祭節の日に當りては、牡牛・牡山羊・牡羊、及び牝豚は之を去勢すること勿からん。一、また去勢せらるゝが常なる、此の他の如何なる動物も此等の日には之を去勢すること勿からん。二、鬼宿及び井宿(91)の日に當り、各の季の満月に當り、また各の月の前分の間に當りては馬ならびに牛に烙印することは禁ぜらる。三、朕の第二十六回の即位式日に至るまでの間に朕は二十五度衆の囚人等を釋し放ちたり。

天愛喜見王宣りたまはく

二、朕の即位第十三年、人民の安寧と幸福とを増さんがために、朕は、人民をして其の舊き惡習を遠離て、能く法を増益するあらしめんと、趣旨を以て、聖き誥らを録さしめたり。三、かく、人民の安寧と幸福とを期しつ、朕は意を朕の親戚に向くと等しくかの遠き者また近き

者に向て、或は能く其の誰人かを幸福に導かばやと思ふなり。四之と同じく朕は意をあらゆる團體らに向て五、あらゆる宗派をば崇敬のさまじく、の形もて朕之を敬へり。六しかはあれども、朕思ふに、いとも肝要なることは、人各々己が特殊の信條に依らんこと、是れなり。七朕の即位第二十七年、此の聖き語は朕の命によりて録されき。

④天愛喜見王陛下宣りたまはく―

二過ぎし世にありて住みし王等は人の如何にかして法の増益を進めんことを願ひき。三されど、人々はこの期望のまゝに法の増益をば進めざりき。四是の故に天愛喜見王宣りたまはく、是の念こそ朕に起りけれ―六過ぎし世にありて住みし王等は、人の如何にかして法の増益を進めんことを願ひけるが、人々はこの期望のまゝに法の増益をば進めざりき。七さらば何によりて人は順ふように誘はれ得るか、何によりて人は期望のまゝに法の増益を進むるを得るか、何によりて朕は少くとも彼等の若干を勵まして以て法の増益を進むるならしめ得るか。八是の故に天愛喜見王宣りたまはく、九是の念こそ朕に起りけれ―一〇朕は法につきての法話を演べしめん、またその聖法なる教訓を以て朕は訓へん、かくて人々これを聴く者は順ひ、自ら勵まし、またいたく法の増益を進めん。二朕の此の如き志の

所以に、朕は法につきての法話を演べしめたり、朕はその聖法につきてのさまじく、の教訓を流布せしめたり、また朕の教を述べ且つ展げんとて朕は衆庶の中に大官(91)等を任命したり。二法税官(11)等は、かくの仕方もて朕の教を臣僚等の間に述べよとの教訓をもちて、蒼生の幾千の上に、朕により任命せられたり。三天愛喜見王宣りたまはく、復た更に同じき志を思ひつゝ、朕は法の柱等而建てたり、朕は法務大臣(21)等を任命し、また法につきての法話を演べたり。四天愛喜見王宣りたまはく、道路に朕は尼拘陀(92)樹を植ゑしめて、人また獸に蔭を與へたり、朕は菴波(93)樹の林を植ゑしめたり、半コーサ(94)ごとに朕は井泉を掘らしめたり、憩舎は建てられたり、人また獸の慰樂のために此處・彼處にあまたの給水場は設けられたり。五このいはゆる慰樂なるものは、されども、小き事なり。一六さまじく、の惠澤もて前の王等の世間を恵みたまへること猶し朕の爲したるが若し。一七されども朕にありては其は唯だ人々をして法に順はしめんと、の趣旨を以てのみ爲されたるなり。八天愛喜見王宣りたまはく、朕の法務大臣(21)等はさまじく、の仁施の施設を、出家・在家乃至一切の諸の宗派を掌れり。一九朕はまた彼等が佛敎の僧等の事共を、ならびに婆羅門・尼乾陀(95)子・アージュ・并カ(96)らを、また實に一切の諸の宗派を掌るべきように定めたり。

二〇 諸の常の執政官等はそれごとく己が分なる任務を掌るべし、而して法務大臣等は一切の宗派とならびにかゝる特殊の任務とを掌るべし、一七 天愛喜見王宣りたまはく、此等及び其他幾多の高き官僚は王室の施、即ち朕のならばに王妃等の施、兩ながら、之が分配に役せらる一八、而して首都なるも地方なるも兩ながら全王族には此等の官僚さまの仕方もて仁施のあまたの縁を示せり一九、同じき官僚はまた、勝妙なる業および法の實行を奨めんがために、朕が妃嬪等の子等ならばに王后等の子等の仁施を分配るに役せらる二〇、蓋し、勝妙なる業および法の實行は人々の間に憐愍・寛恕・眞實・清淨・柔和、及び淑良を増益することに係はればなり、二三 天愛喜見王宣りたまはく、朕が爲したる勳高き業は如何なるにてもあれ、その勳高き業をば民はすでに則りたり、また將に倣はん、二二、之よりしてかゝる果ぞ生り來なる、即ち、父母に順ひ、師に順ひ、老いたるを敬ひ、また婆羅門および沙門を貧しき者および憐なる者を、否、僕および婢をすらも、懇に之を待つ、かゝる諸徳は今まさに増しつゝありまた復た更に増さんとすることは是れなり、二三 天愛喜見王宣りたまはく、かく人々の間に法の増しゆくことは二の方によりて致されたり、即ち、勝妙なる規律によりて、及び禪定によりてなり、二四、これら二の方の中にて、勝妙なる規律は、益小き

ものなるに、禪定は價これより大なるものなり、二五、然るに、朕は某々の動物の屠殺を禁ずる、勝妙なる規律ならばに其他この種の規律を布きたり、二六、されど奢摩他の効果は、人々の間に法の彌々増し來ること、及び命あつ者を傷けまた生ける者を殺すことをば益々全く避け來ること、に於て見らる、二七、この宣令は、其が朕の子々孫々の相續ぎて日と月の有らん限り久しく耐へなんと、また人々朕の教を實行しなんと、の趣旨を以て作されたり、二八、此の教の實行によりて得益は現世にも後世にも兩ながら確めらる、二九、朕が即位第二十八年朕は此の聖き語をすべきを命じき、三〇、此につきて、天愛は宣りたまはく、何處にもあれ石の柱又は石の板の有らん處には則ち此の語を刻み、以て其をして久しきに耐へしめよ、と。

阿育王詔勅原譯要語對照

- 1 天愛喜見王 (摩) Devānāmpīya Piyadasi Rāya, or Devānāmpīya Priyadarśi Rāya; (巴) Devānāmpīya Piyadasi Rāja; (梵) Devānāmpīya Priyadarśin Rāja, (註) 阿育王の異稱, 又 Priyadarśin と同略稱す。
- 2 チョーダー (摩) Codā; (巴) Cola; (梵) Cola; (註) 國名。
- 3 パンディヤー (摩) Paṇḍiyā; (梵) Pāṇḍyā, (註) 國名, 波斯語の Pañjāb に同じ。
- 4 サチャプトラ (摩) Satiyaputra, (註) 國名。
- 5 ケータラプトラ (摩) Ketalaputra; (梵) Keralaputra, (註) 國名。
- 6 タムバパンニ (摩) Tambapanni, (註) 國名, 今の錫蘭島。
- 7 夷那 (摩) Yona; (巴) Yona, or Yavana; (梵) Yavana, or Yavanaka, (註) 國名, 今の希臘。
- 8 アンチョーカ (摩) Antiyoka, (註) 王名, 希臘の Antiochus.
- 9 即位 (摩) Abhisita; (巴) Abhisitta; (梵) Abhiṣeka, (註) 灌頂を本義とす。
- 10 諸侯 (摩) Yutā.
- 11 法稅官 (摩) Rājuka, or Lajjuka; (巴) Rajjuka; (梵) Rajjukaka, (註) 司法と司稅との兼官の名。
- 12 地方官 (摩) Pādesika; (巴)?; (梵) Pradesika, (註) 官名。
- 13 法 (摩) Dharma, or Dhamma; (巴) Dhamma; (梵) Dharma, (註) 達磨と音譯す, 極めて多義あり, 宗教, 法律, 道德, 義務, 本質, 原理, 眞理, 儀式等の如し。
- 14 集會 (摩) Anusayana; (梵) Anusamyana (?).
- 15 婆羅門 (摩) Bālimana; (巴) Brahman; (梵) Brahman,

(梵) Bhāvasuddhi.

- 33** 菩提 (摩) Bodhi; (巴) Bodhi; (梵) Bodhi, (註) 覺と譯す。
- 34** 達磨の儀式 (摩) Dhammamangala; (巴) Dhammamāṅgala; (梵) Dharmamaṅgala, (註) 達磨は[教]法と譯す。
- 35** 罪惡 (摩) Apunna; (巴) Apunña; (梵) Apunya.
- 36** 友愛 (摩) Sanstava; (巴) Santhava; (梵) Sanstava.
- 37** 配布 (摩) Samvibhāga; (巴) Samvibhāga; (梵) Samvibhāga.
- 38** 親縁 (摩) Sambandha; (巴) Sambandha; (梵) Sambandha.
- 39** 此ぞ賞むべきなる, 此ぞ爲さるべきなる (摩) Idam sādhu idam katavyam; (巴) Idam sādhu idam katavyam; (梵) Idam sādhu idam kṛtavyam.
- 40** 婦女大官 (摩) Vaca mahāmātā; (巴) Vacchā mahāmātā(?); (梵) Vatsā mahāmātā(?), (註) 官名, この句の前後, 原文極めて解し難し, 今一説に依る。
- 41** 地方巡察使(?) (摩) Bhūmikā; (巴) Bhūmikā; (梵) Bhūmikā, (註) 官名。
- 42** 訶陵伽 (摩) Kalinga; (巴) Kālingā; (梵) Kalinga, (註) 國名。
- 43** 法によれる征服 (摩) Dharma vijaya; (巴) Dhamma-vijaya; (梵) Dharma vijaya.
- 44** 由旬 (摩) Yojana; (巴) Yojana; (梵) Yojana, (註) 尺度の單位, 一説に英の六七哩に當ると。
- 45** ッラマヨ (摩) Turamayo, (註) 王名, 埃及の Ptolemy.
- 46** アンチキナ (摩) Antikina, (註) 王名, Macedonia の Antigonus.
- 47** マガ (摩) Maga, or Maki, (註) 王名, Cyrene の Magas.

(註) 印度婆羅門教徒の通稱。

- 16** 沙門 (摩) Samaṇa; (巴) Samāṇa; (梵) Śrāmaṇa, (註) 乞士と譯す, 出家の佛教徒。
- 17** 僧 (摩) Parisā(?); 梵語 Saṅgha と同じか。
- 18** 劫 (摩) Kapa; (巴) Kappa; (梵) Kalpa, (註) 劫波の略, 長時と譯す。
- 19** 戒 (摩) Sīla; (巴) Sīla; (梵) Śīla, (註) 道德の謂。
- 20** 無戒 (摩) Asīla; (巴) Asīla; (梵) Aśīla, (註) 不道德の謂。
- 21** 法務大臣 (摩) Dhammamahāmāta, or Dharmamahamatra; (巴) Dhammamahāmatta; (梵) Dharmamahāmātra, (註) 又宗教大臣とも譯すべし。
- 22** 宗派 (摩) Pāsandā, or Paṣandā; (巴) Pāsandā; (梵) Pāsandā.
- 23** 東薄塞 (摩) Kamboja; (梵) Kamboja; (註) カムボヂヤ國住民の名。
- 24** 健駄羅 (摩) Gandhāra, or Gandhāla; (巴) Gandhāra; (梵) Gandhāra, (註) 民種の名。
- 25** ラステイカ (摩) Rastika, or Lathika; (巴) Rattihika; (梵) Rāstrika, (註) 民種の名。
- 26** ピテーニカ (摩) Pitenika, (註) 民種の名。
- 27** 邊疆 (摩) Aparanta, or Apalanā.
- 28** 波吒釐弗多 (摩) Pāṭaliputa; (巴) Pāṭaliputta; (梵) Pāṭaliputra, (註) 地名, 今の Patnā 市。
- 29** 布施 (摩) Dāna; (巴) Dāna; (梵) Dāna.
- 30** 報告官 (摩) Paṭiveda; (巴) Paṭivāda; (梵) Prativāda, (註) 官名。
- 31** [生] 天を得る (摩) Svagam ālādhayantu; (巴) Sagga ālābbhayaṇtu; (梵) Svagam ālābhayaṇtu.
- 32** [心] 性の純潔 (摩) Bhāvasudhi; (巴) Bhāvasuddhi;

- 67 奢摩他 (摩) Samatā; (巴) Samathā; (梵) Śamatā, (註) 止と譯す, 禪定の異稱。
 68 鸚鵡 (摩) Suka; (巴) Suka; (梵) Śuka, (註) 巴下90まで皆動物の名, その二三を除きて摩・梵・共に不明, 今且らく Vincent Smith に依る。
 69 鶖鶖 (摩) Sālikā; (巴) Sālikā; (梵) Śārikā。
 70 鷓 (摩) Aluna。
 71 鶖鶖 (摩) Cakavāka; (巴) Cakkavāka; (梵) Cakravāka。
 72 鶖 (摩) Hansa; (巴) Hansa; (梵) Hansa。
 73 喜面鳥 (摩) Nandimukha; (巴) Nandimukha; (梵) Nandimukha。
 74 ゲーラータ (摩) Gelāta。
 75 蝙蝠 (摩) Jatukā; (巴) Jatukā; (梵) Jatukā。
 76 土掘鼠 (摩) Ambākapīlika。
 77 小龜 (摩) Dadī。
 78 砵磔 (摩) Anathi kamacha。
 79 エーダエーヤカ (摩) Vedaveyaka。
 80 恆河ププタカ (摩) Gangāpuputaka。
 81 海鵠魚 (摩) Sankujamacha。
 82 龜 (摩) Kaphata。
 83 豪猪 (摩) Seyaka, or Sayaka。
 84 栗鼠 (摩) Pannasasa; (梵) Paimnasasa?
 85 シマラ (摩) Simala; (梵) Śrimara?
 86 牡牛 (摩) Sandāka。
 87 家乞鳥 (摩) Okapiṇḍa; (巴) Okapiṇḍa; (梵) Okapiṇḍa。
 88 百果鳥 (摩) Palasata; (巴) Phalsata; (梵) Phalasata。
 89 鴿 (摩) Setaka-po'a。
 90 郷子鳥 (摩) Gāmaka-pota; (巴) Gāmaka-pota; (梵) Grāmaka-po'a。
 91 井宿 (摩) Punāvasu; (巴) Punabhasu; (梵) Punarvasu,

- 48 アリカサンダレー (摩) Alikasandare, (註) 王名, EpirusのAlexander。
 49 ナーババンティ (摩) Nābhapanti, (註) 國名。
 50 ナーバカ (摩) Nābhaka, (註) 國名。
 51 ボージャ (摩) Bhoja, (註) 國名。
 52 案窶羅 (摩) Andhra; (巴) Andhra; (梵) Andhra, (註) 國名。
 53 プリンダ (摩) Pulinda, (註) 國名。
 54 歡喜は法によりて爲されたる征服に於て見出さる (摩) Ladhahoti priti dhammavijaya。
 55 ダウリ (摩) Dhauri, (註) 地名。
 56 トーサリ (摩) Tosali, (註) 地名。
 57 一切の人々は朕の子なり (摩) Sava manisā me paja; (巴) Savva manussā me paja; (梵) Sarva manusyā me prajā。
 58 鬼宿ナカタ (摩) Tisa Nakhata; (巴) Tissa Nakkhatta; (梵) Tisya Nakṣatra, (註) 星宿の名。
 59 鄔闍衍 (摩) Ujeni; (巴) Ujjeni; (梵) Ujjayanī, (註) 國名。
 60 王子 (摩) Kumāla; (巴) Kumāra; (梵) Kumāra, (註) 鳩摩羅と音譯す。
 61 タカシラ (摩) Takhasila; (巴) Takkasilā; (梵) Takṣasilā, (註) 咀叉始羅と音譯す。
 62 ジャウガダ (摩) Jaugada, (註) 地名。
 63 サマーバー (摩) Sumāpā, (註) 地名。
 64 大官 (摩) Pulisā; (巴) Purisa; (梵) Puruṣa。
 65 觀察の資 (摩) Cakḥudāna; (巴) Cakkhudāna; (梵) Caksudāna。
 66 この善き業を我ぞ爲したる (摩) Iyain me kayāne katetiḥ。

(註) 星宿の名, Naksatra の本名, 58 参照。

92 尼拘陀 (摩) Nigoha; (巴) Nigrodha; (梵) Nyagrodha, (註) 樹名, 榕樹是なり。

93 菴波 (摩) Amba; (巴) Amba; (梵) Āmra, (註) 果樹の名。

94 コーサ (摩) Kosa; (巴) Kosa; (梵) Krośa, (註) 尺度の名, 四分の一由旬, 44 を見よ。

95 尼乾陀 (摩) Nigantha; (巴) Nigantha; (梵) Nirgrantha, (註) 尼乾子外道。

96 アーギーガカ (摩) Ājīvika; (註) 外道の種類?

略符

(摩) 摩揭陀語 Magadha.

(巴) 巴利語 Pāli.

(梵) 散克利語 Samskrta.

(註) 譯者の自註.

其佛本願力 聞名欲往生 皆悉到彼國 自致不退轉 我説彼尊功 衆善無邊如 所獲善根清淨 回施衆生彼國 世尊我一心 歸命盡十方 無碍光如來 願生安樂國

其の佛の本願力 名を聞きて往生せんと欲は 皆悉く彼の國に到りて 自ら不退轉に致らん 我彼の尊の功徳の事を説く 衆善無邊にして海水の如し 獲る所の善根清淨なれば 衆生に回施して彼の國に生れん 世尊我一心に 歸命したてまつり 盡十方無碍光如來に 願生安樂國に生れんと願す

我作論說偈
願見彌陀佛
普共諸衆生
往生安樂國

自信教人信
難中轉更難
大悲傳普化
眞成報佛恩

願以此功德
平等施一切
同發菩提心
往生安樂國

我論を作り偈を説く
願はくは彌陀佛を見たてまつり
普く諸の衆生と共に
安樂國に往生せしめたまへ

自ら信じて人を教へて信ぜしむるは
難きが中に轉た更難し
大悲を傳へて普く化するは
眞に佛恩を報ずるを成す

願はくは此の功德を以て
平等に一切に施し
同じく菩提心を發し
安樂國に往生せん

大正八年九月廿五日印刷
大正八年九月廿八日發行

定價金壹圓五拾錢

總革製金貳圓



編纂者 東京市小石川區原町二十七番地 島地大等

發行者 東京市神田區錦町一丁目十番地 三樹一平

印刷者 東京市京橋區新榮町五丁目七番地 村田豐吉

印刷所 東京市京橋區新榮町五丁目七番地 大倉印刷所

發賣元

東京市神田區錦町一丁目
振替東京四九九一番

株式會社 明治書院

長電話神田二三九八番



天台宗大學教授 島地大等師虔修 (第十四版)

漢和 妙法蓮華經 對照

—(附 錄)—
法華大意
法華略科
法華字解
法華歌集

クロス 製天金 定價金壹圓八拾錢・總革製 三方金 金貳圓八拾錢 小包料 各拾貳錢

法華經は佛教經典中の精髓と稱せられ、宗教、道德、文學、藝術、歴史をはじめ、我が國民の有らゆる方面に至大の影響を與へたる一大聖典也。本書は斯界の名匠島地大等師が苦心の結果に成り、本文は上下の二欄に分ち、上欄には漢譯の原文を掲げて、所謂棒讀み流の振假名を施し、下欄にはこれが正確なる和譯文を載せ、以て對照に便ならしむ。殊に和譯には新に段落を施し科文を傍注して文意を領得し易からしめ、更に法華大意、法華略科及び經中の語句を解釋せる法華字解を添へたるのみならず、法華讚仰の和歌千三百餘首を附する等用意周到、研究者には勿論、讀誦用としても非常に便利なり。



終

